

ウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約 に係る入札説明書

(内 訳)

入 札 説 明 書

別紙1 契約書(案)

別紙2 仕様書

別紙3 質問書

別紙4 入札参加資格登録申請書等

別紙5 入札保証金説明書

別紙6 入札書及び委任状

別紙7 入札関係スケジュール

留意事項

- ① 質問事項がある場合は、別紙3「質問書」にて令和2年9月10日(木)午後5時までに沖縄県企業局総務企画課総務班あて提出して下さい。
- ② 質問事項への回答については、令和2年9月11日(金)に沖縄県企業局ホームページに掲載します。
掲載期間は、令和2年9月18日(金)午後5時までとします。

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県企業局総務企画課

総務班

電話番号 098-866-2803

- 1 入札に付する事項 ウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約
 - (1) 契約方法
一般競争入札とする（契約書案は別紙1のとおり）。
 - (2) 使用期間
令和2年10月1日から令和4年9月30日まで
 - (3) 納入場所
別紙2「仕様書」による。
 - (4) 納入内容
別紙2「仕様書」による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和2年9月7日付けウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約に係る一般競争入札の公告による一般競争入札参加資格を有すると認められた者とする。
- 3 入札参加資格登録申請等に必要な書類
別紙4「一般競争入札参加資格登録申請書等」による。
- 4 入札保証金に関する事項
別紙5「入札保証金説明書」による。
- 5 入札金額及び落札金額について
 - (1) 入札金額について
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札金額について
入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。
 - (3) 消費税について
契約期間中に消費税及び地方消費税額の税率に変動がある場合、協議のうえ契約金額を改定する。
- 6 入札書の提出方法
入札書は、郵送による場合を除き、8の日時及び場所へ直接持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和2年9月18日（金曜日）午前11時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎12階企業局総務企画課に提出すること。
- 7 入札書及び委任状の様式について
別紙6「入札書及び委任状」のとおり。
- 8 入札執行の日時及び場所
令和2年9月18日（金）午後2時 沖縄県庁12階 第1会議室

9 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札（入札保証金説明書参照）

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。
なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県企業局総務企画課職員

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 沖縄県企業局総務企画課総務班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2803

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、平成30年（2018年）9月18日以降に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

※ 落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

15 再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、再委託をする事前に申請書を提出し、承認を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲や金額、委託先等については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※ 「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。